

東北管内の地域計画策定状況及び 計画実行に向けた対応について

令和7年1月16日

東北農政局経営・事業支援部

目次

- 1 地域計画の策定状況等について1
- 2 令和7年度予算概算決定の内容について10

1 地域計画の策定状況等について

地域計画の策定

- 基本構想を作成している市町村（同意市町村）は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定。
- 地域計画は、施行日（令和5年4月1日）から2年以内（令和7年3月末まで）に策定（随時変更が可能）。

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域（※）
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

○ 同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

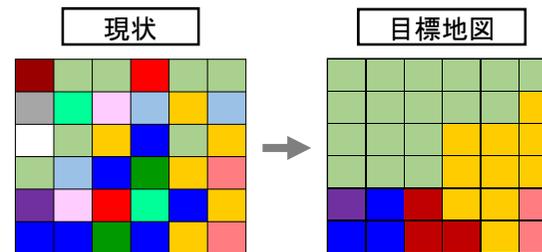
- ① 地域計画の区域
- ② ①の区域における農業の将来の在り方
- ③ ②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等

○ 同意市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示（「目標地図」）

○ 目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成

（情勢の推移に応じ、随時変更が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、市街化区域については行われぬ。

市町村が必ずやらなければならない4ステップ

地域計画は、令和7年3月末までに策定する必要があります。
そのためには、今後の日程を考慮し、次のスケジュールを目安に取り組みましょう。

1

協議の場
(法第18条第1項)
(規則第16条)

協議の場を設置

令和6年7月末まで

- ① 地域の農業者や関係機関と、協議の場の設置に向けた調整をします。

協議の実施

- ① ホームページなどで開催日時・場所を案内します。
- ② 農業者をはじめ、地域の関係者が参加します。
なお、全ての農業者が参加できなくても差し支えありません。
- ③ 協議の結果をホームページなどで公表します。

2

目標地図
(法第19条第3項)

目標地図を作成

令和6年12月末まで

- ① 担い手のほか、多様な農業者も位置付けできます。
- ② 畜産農家、養蜂家、農業支援サービス事業者なども位置付けできます。
- ③ 現時点で合意が得られない農地は「今後検討等」としても構いません。
- ④ 所有者等の意向が把握できなかった農地は「意向不明」としても構いません。

3

地域計画(案)
(法第19条第6・7項)

地域計画の案を作成

- ① 農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの意見を聴取します。
- ② 地域計画の案を、2週間縦覧します。

4

地域計画
(法第19条第8項)

地域計画の策定

令和7年3月末まで

- ① ホームページなどで公告します。
- ② 話し合いを継続し、毎年、地域計画をブラッシュアップします。

東北管内の地域計画の策定状況(令和6年12月末時点)

県名	協議の場の 結果公表数	地域計画案 の公告・縦覧数	策定済計画数
青森県	176	1	1
岩手県	256	71	70
宮城県	67	4	4
秋田県	179	47	44
山形県	197	3	—
福島県	414	178	158
東北計	1,289	304	277

※ 各市町村HPにおける公表状況を基に東北農政局において作成

地域計画の公告

地域計画の公告までの手続きは以下となります。

関係者の意見聴取(改正基盤法第19条第6項)

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、あらかじめ、**農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴く**必要があります。

関係者の意見聴取の例

- ・ **共通**：協議の結果を踏まえた内容になっているか
- ・ **農業委員会**：目標地図の素案を踏まえた内容になっているか
- ・ **農地バンク**：地域外の受け手の意向が反映されているか
契約している農地の状況を踏まえた内容になっているか
- ・ **JA**：地域農業振興計画等の基本計画と整合が図られているか
組合員の意向、自らや子会社の意向が反映されているか
- ・ **土地改良区**：土地改良事業・施設改修の計画と整合が図られているか
土地改良施設の管理に支障がないか
- ・ **その他の関係者**：関係者の取組に支障がないか
関係者の意向が反映されているか



市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮してください。

地域計画の案の公告(改正基盤法第19条第7項、改正基盤法省令第20条)

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告し、公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

地域計画の公告(改正基盤法第19条第8項、改正基盤法省令第20条の2)

市町村は、地域計画を定めたときは、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告しましょう。

その際、都道府県、農業委員会、農地バンクに写しを電子データ等で送付しましょう。



市町村は、農地の受け手が見つからない、または不足している地域の地域計画については、市町村のホームページに地域の状況が分かりやすいよう掲載し、地域外から受け手を呼び込みましょう。

地域計画の実現に向けた支援・取組①（地域計画の実行）

- 地域計画は、策定するだけでなく、実現に向けて実行することが大切です。
1. 市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の進み具合を確認しましょう。
 2. ① 農用地の集積・集約化
② 農地中間管理機構の活用方法
③ 新規就農者や入作者の確保
などが思うように進んでいない場合には、
PDCAサイクルを通じて不断の検証を行いましょう。
 3. 併せて、次に留意しながら随時ブラッシュアップし、目標地図の完成度を高めていきましょう。
 - ① 把握できていない農業者や所有者の意向の把握
 - ② 耕作している農業者の意向を尊重しながら、農地の集約化に向け、農地バンクを活用して、目標地図に位置付けられた者への農地の貸付けの働きかけ



目標地図に位置付けられた者に変更があった場合には、地域計画を変更しましょう。まとめて変更することも可能です。

4. 地域では、地域計画に定めた方針に基づき、適宜、協議の場を開催し、取組の具体化に向け協議しましょう。
例えば
 - ① 基盤整備の導入に向け、都道府県や市町村、土地改良区などの土地改良事業担当と事業要件の確認やスケジュール調整、所有者との最終調整、整備内容の決定などを協議
 - ② 地域外から受け入れるエリアや、必要な整備や受入条件、呼込方法などを市町村や普及センター、JAなどの関係機関と協議
 - ③ スマート農業や有機農業の導入に向けたスケジュール、生産方法の確認、農業用機械・施設の選定、販路先や関係組織との調整
 - ④ 耕種農家と畜産農家、コントラクター、TMRセンター、公共牧場等とで飼料の種類や生産量、飼料及び堆肥の提供時期などを協議
5. 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの関係者が連携しながら、地域一体となって取り組んでいきましょう。
都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し、一体的に支援するよう配慮しましょう。

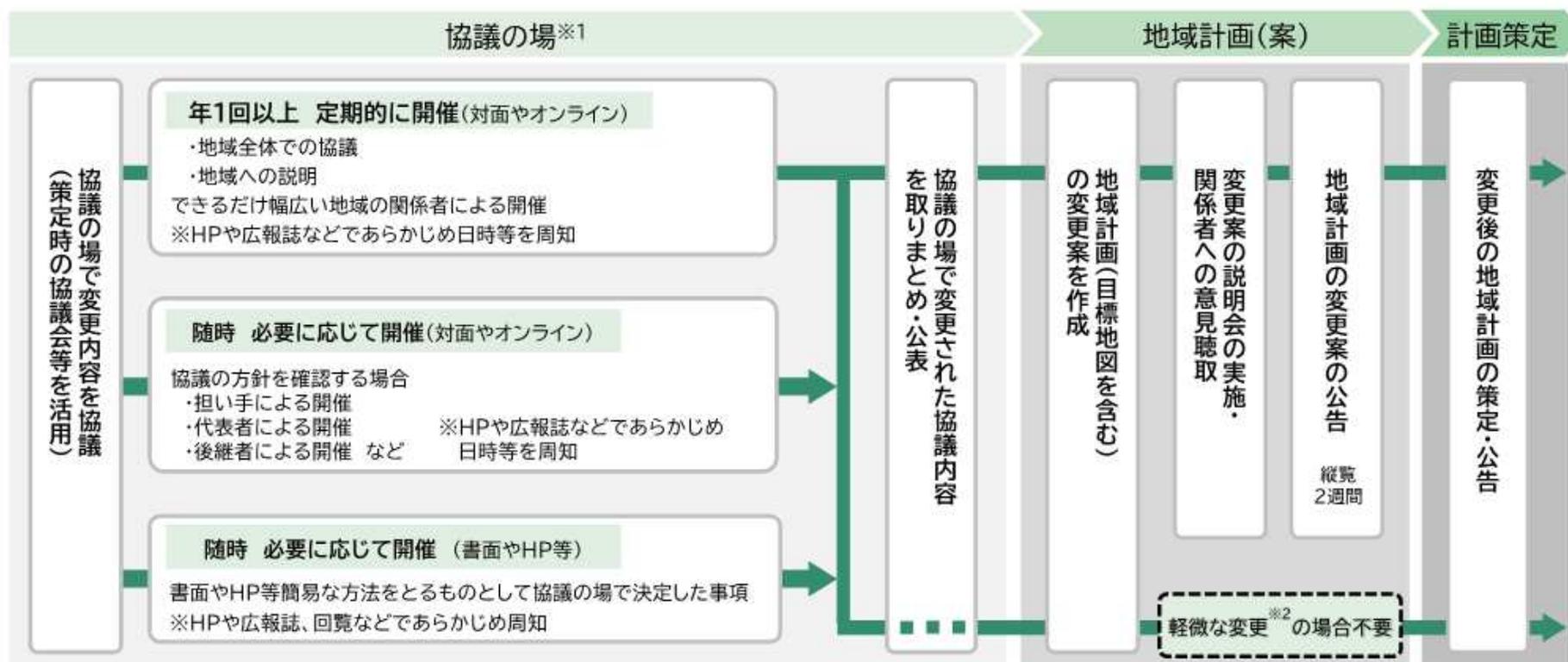
地域計画の実現に向けた支援・取組②（地域計画の変更）

● 地域計画に次の変更がある場合は、以下の手順により変更しましょう。

- ① 1 地域における農業の将来の在り方、2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、3 とるべき必要な措置の変更
- ② 目標地図に位置付けられた者の変更
- ③ 農業目的外の農地転用による区域の変更 など



農地を農業目的外での利用に供する場合には、地域計画から除外しましょう。



※1 協議の場の開催方法:協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域主導或いは農業関係機関主導など、地域の実情で柔軟に運用することもできます。その場合、市町村に概要や場所、日時などを口頭やメール、書面などで報告するよう地域に周知してください。また、参加者が固定化されるなど硬直的な運用とならないように留意してください。

※2 地域計画の軽微な変更(改正基盤法省令第19条): ①地域の名称又は地番の変更、②農用地等を利用する農業を担う団体の法人化、③相続、④実質的な変更を伴わない変更(例:作物の変更・有機農業エリア等の農地利用方針の変更など必須事項の軽微なもの、任意記載事項の変更、基盤整備や地籍調査等による面積変更、田畑転換、経営規模が変わらない個人経営体の法人化)(農地転用に係るものを除く。)

目標地図の作成手順

目標地図の留意事項

目標地図には、地域農業の利害関係人が将来誰が農地を担うのかを把握できるように、農業を担う者ごとに利用する農地を地図上に定める必要があります。

目標地図を作成するときは、地域の耕作体系などの実情を踏まえ、工夫して作成することができます。

※ 地域計画に作物や有機農業エリアなどの農地の利用方針を定める場合、目標地図と別に、利用方針のみを表示した地図を作成することもできます。

〈農業を担う者を色や数字等により表示する方法（例）〉

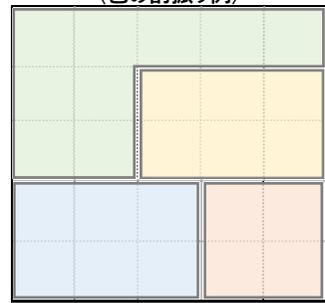
- 1, 農業を担う者ごとに色や数字、アルファベット等を割り振ります。

〈農業を担う者一覧の記載例〉

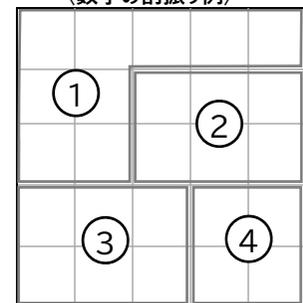
農業者	地図上の表示
〇〇	 , ① など
△△	 , ② など
株××	 , ③ など
□□	 , ④ など

- 2, 地図上の農地に、農業を担う者ごとに割り振った色等を表示します。

〈色の割振り例〉



〈数字の割振り例〉



〈複数の農業者が同一の農地を利用する方法（例）〉

- 1, ブロックローテーション等を行う者には、備考欄にその旨を記載します。

〈農業を担う者一覧の記載例〉

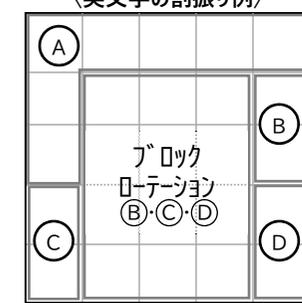
農業者	地図上の表示	備考
〇〇	 , A など	
△△	 , B など	ブロックローテーション
株××	 , C など	ブロックローテーション
□□	 , D など	ブロックローテーション

- 2, ブロックローテーション等を行う農地は、地図上にその旨を表示します。
- 3, <色の割振り>により目標地図を作成する場合、別途ブロックローテーション等を行う農地に新たな色を割り振り表示します。

〈色の割振り例〉



〈英文字の割振り例〉



個人情報に配慮する観点から、色や数字、アルファベット等により表示した目標地図をHPで掲載することも可能です。
 なお、地域計画の原本には、農業を担う者の氏名等を明記する必要がありますが、閲覧を地域の利害関係人のみに制限することができます。

目標地図をブラッシュアップし地域計画を変更しましょう

- 市町村は、農業委員会による農地所有者等の意向把握の結果を踏まえ、協議の場で10年後に農業を担う者を徐々に位置付けていきましょう
- 農業を担う者として目標地図に位置付けることができるのは、以下の4パターンを想定しています
- 10年後の目標集積率は、基本構想の目標と整合を図りつつ、地域の実状を踏まえ、以下を参考にすることが望ましいです

目標地図に位置付けることができるパターン

- 担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者)
- 利用者(担い手以外の者)
- 基幹3作業を受託する者 ※担い手、利用者を問わない
- 特定農作業を受託する者 ※担い手、利用者を問わない

下記の場合

- A経営体
- B経営体
- C経営体
- D経営体

〇〇地域における地域計画(目標地図を含む)の例

〈10年後の目標地図〉

地区内の農用地等面積 36ha

※農用地面積は36-2=34ha



〈農業を担う者一覧〉

属性	農業者	現状(略)	10年後(目標年度:令和〇年)				
			経営作目(略)	経営面積	作業受託面積	目標地図の表示	備考
認農	A経営体	(略)	(略)	16ha	-		
利	B経営体			4ha	-		
認農	C経営体			-	2ha		
サ	D経営体			7ha	-		認定予定
認農	E経営体			2ha	-		農業用施設
合計				(略)	(略)	29ha	2ha

- ※ 基幹3作業とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。
- ※ 特定農作業の受託とは、受託者が、基幹的な3作業を受託し、その生産した農作物を受託者名義をもって販売し、その販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託をいう。

10年後の担い手へ目標集積率は、

$$\frac{\text{担い手の経営面積} 23\text{ha} (16+7)}{\text{地区内の農用地面積} 34\text{ha} (36-2)} = 68\% \text{ となります。}$$

Dは、認定農業者として認定を受ける意向があることから、農用地の集積率に算入することができます。

Eの農業用施設は、農用地の集積率の算出から除外します。

2 令和7年度予算概算決定の内容 について

34 地域計画実現総合対策

【令和7年度予算概算決定額 38,370（-）百万円】
 （令和6年度補正予算額 66,364百万円）

<対策のポイント>

令和7年3月までに地域計画が策定されることにより明らかとなった地域の課題を解決するため、現場の状況に応じた施設整備や人材育成に係る事業を総合的に実施し、地域計画の実現を強力に後押しします。

<事業の全体像>

1. 将来像が明確化された地域計画の実現に向けた支援

10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画

優先枠等の設定

- ① 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ
- ② 集落営農連携促進等事業（優先枠）
- ③ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）

（令和6年度補正予算）

- ・ 担い手確保・経営強化支援事業のうち地域農業構造転換支援対策

ポイント加算

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金
- ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業
- ・ グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・ 飼料備蓄・増産流通合理化事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ・ 雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業
- ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

2. 課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援

地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、少しでも将来像を明らかにしていく必要がある地域計画 ※左の「将来像が明確化された地域計画」の区域でも活用可

【人：新規就農や第三者継承等への支援】

- ① 新規就農者育成総合対策のうち農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業
- ② 雇用就農資金
- ③ 農業経営・就農支援体制整備事業のうち経営発展・就農促進委託事業
- ④ 集落営農連携促進等事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業、世代交代・初期投資促進事業
- ・ 雇用就農緊急対策のうち雇用就農緊急支援資金

【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】

- ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業
- ⑥ 所有者不明農地対策事業
- ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 機構集積協力金交付緊急対策事業

【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業者の活用への支援】

- ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

（令和6年度補正予算）

- ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

【その他】

- ・ 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

（令和6年度補正予算）

- ・ 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

上記関連対策：農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備関係、農地耕作条件改善事業 等

38 農地の集積・集約の取組の加速化

【令和7年度予算概算決定額 16,463 (17,210) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 8,000百万円)

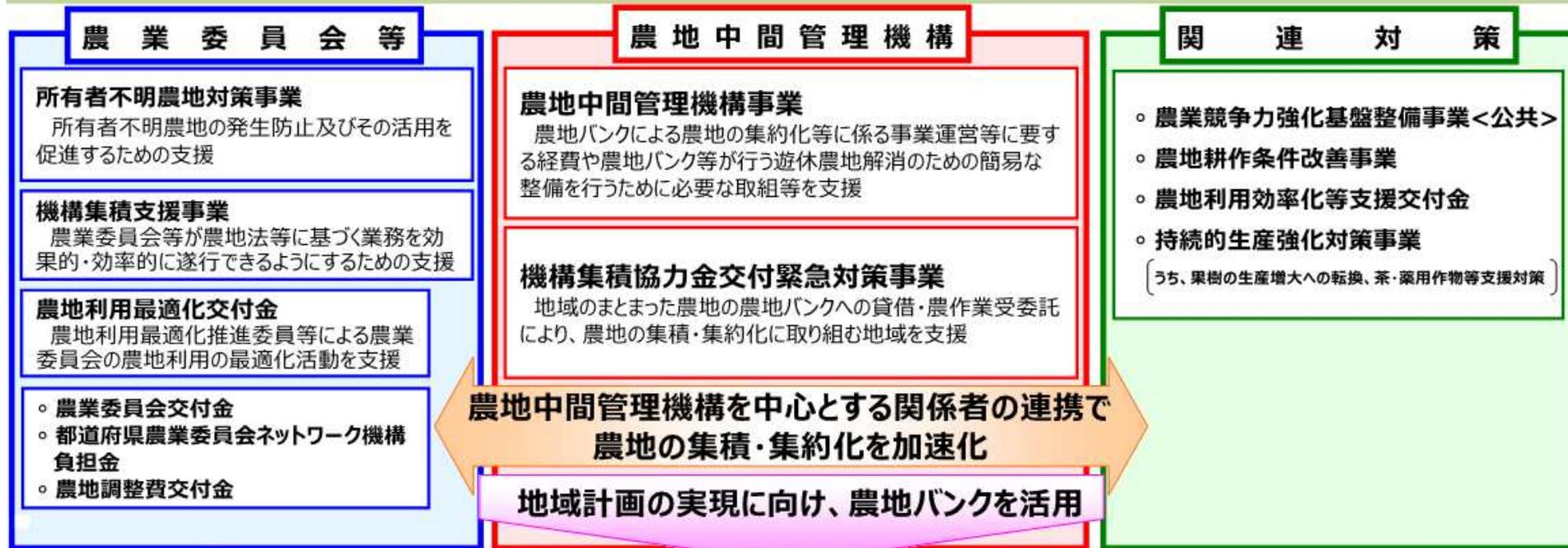
＜対策のポイント＞

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の全体像＞



38-1 農地の集積・集約の取組の加速化のうち

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和7年度予算概算決定額 4,276 (4,613) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 8,000百万円)

<対策のポイント>

地域計画の策定により、地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業

4,276 (4,013) 百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保安全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付緊急対策事業

【令和6年度補正予算額】8,000百万円

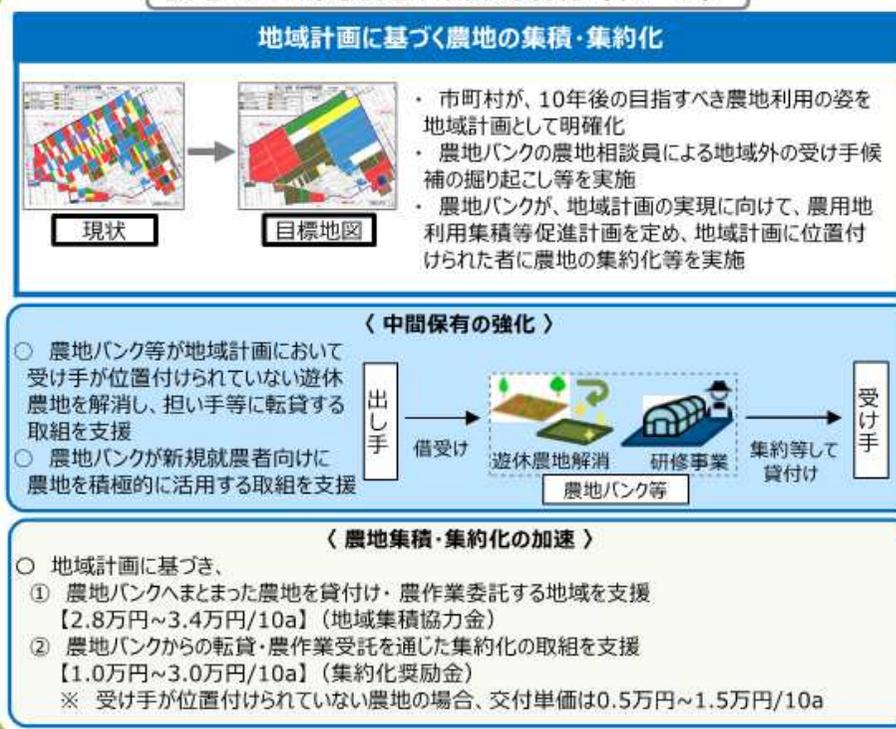
地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

38-2 農地の集積・集約の取組の加速化のうち

農業委員会による農地利用の最適化の推進 【令和7年度予算概算決定額 12,187 (12,597) 百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

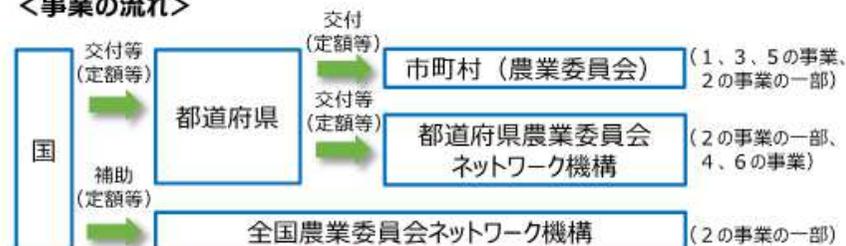
<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. **農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
2. **機構集積支援事業** 2,749 (2,748) 百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所有者不明農地に係る公示制度に必要な取組等、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
3. **農地利用最適化交付金** 4,051 (4,560) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
4. **都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
5. **農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. **所有者不明農地対策事業** 99 (-) 百万円
所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：65.0%（令和5年度））



※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化交付金】

- ・農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】

- ・農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援

【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
 (2, 6の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
 (5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)